

医師法施行規則等の一部を改正する省令 新旧対照表 (抄)

七 薬剤師法施行規則 (昭和三十六年厚生省令第五号) (抄)

改正案	現行
<p>(免許の申請手続)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>2 令第三条の規定により前項の申請書に添えなければならない書類は、次のとおりとする。</p> <p>一 戸籍の謄本又は抄本 (出入国管理及び難民認定法 (昭和二十六年政令第三百十九号) 第十九条の三に規定する中長期在留者 (以下「中長期在留者」という。) 及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法 (平成三年法律第七十一号) に定める特別永住者 (以下「特別永住者」という。) にあつては住民票の写し (住民基本台帳法 (昭和四十二年法律第八十一号) 第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限り。第三条第二項及び第五条第二項において同じ。) として、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写しとする。)</p>	<p>(免許の申請手続)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>2 令第三条の規定により前項の申請書に添えなければならない書類は、次のとおりとする。</p> <p>一 戸籍の謄本又は抄本</p>

(傍線部分は改正部分)

二、四 (略)

3 (略)

(薬剤師名簿の訂正の申請手続)

第三条 (略)

2 前項の申請書には、戸籍の謄本又は抄本（中长期在留者及び特別永住者にあつては住民票の写し及び令第五条第一項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。）を添えなければならない。

3 第一項の申請書には、登録免許税の領収証書又は登録免許税の額に相当する収入印紙をはらなければならない。

(免許証の書換え交付申請)

第五条 (略)

2 前項の申請書には、戸籍の謄本又は抄本（中长期在留者及び特別永住者にあつては住民票の写し及び令第八条第一項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。）を添えなければならない。

3 (略)

4 (略)

二、四 (略)

3 (略)

(薬剤師名簿の訂正の申請手続)

第三条 (略)

(新設)

2 前項の申請書には、登録免許税の領収証書又は登録免許税の額に相当する収入印紙をはらなければならない。

(免許証の書換え交付申請)

第五条 (略)

(新設)

2 (略)

3 (略)

(免許証の再交付申請)

第六条 (略)

2| 前項の申請書には、戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し(住民基本台帳法第七条第五号に掲げる事項(中長期在留者及び特別永住者にあつては、同法第三十条の四十五に規定する国籍等)を記載したものに限る。)(出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては、旅券その他の身分を証する書類の写し。)

3| (略)

4| (略)

(免許証の再交付申請)

第六条 (略)

2| (略)

3| (略)